



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
5月23日  
第412号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

- 沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の徴収事務の委託(水産課) ..... 1
- 道路の供用開始(道路保全課) ..... 1

### ○ 公 告

- 鳥獣保護区特別保護地区指針案の公告(自然環境保全課) ..... 1
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会開催公告(自然環境保全課) ..... 4

### ○ 県 税 事 務 所 公 告

- 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(西部) ..... 4

## 告 示

### 滋賀県告示第237号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年5月23日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 委託の相手方 農林中央金庫大阪支店 支配人 水野孝昭 大阪府大阪市中央区今橋四丁目1番1号
- 委託事務の内容 沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の徴収事務
- 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 徴収の方法 農林中央金庫大阪支店支配人が発行する納入通知書に基づき、農林中央金庫大阪支店において徴収する。

### 滋賀県告示第238号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年5月23日から令和5年6月6日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月23日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
下笠大路井線	草津市西大路町字列草915番地先から 草津市大路一丁目字列草541番3地先まで	令和5.6.1 13時	L=197.9m

## 公 告

### 鳥獣保護区特別保護地区指針案の公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定に基づき特別保護地区の指定を予定しているため、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき公告し、当該特別保護地区に係る指針案を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 荒神山鳥獣保護区荒神山特別保護地区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 25ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針案
  - (1) 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
  - (2) 指定目的 荒神山鳥獣保護区は、彦根市南西部に位置し、琵琶湖国定公園内の荒神山を中心とした区域であり、曾根沼、水田、河川などの多様な環境が存在しており、オオタカ、ノスリ、アオバト、ホトトギス、ヤブサメ、オオルリ、メボソムシクイ、ルリビタキ、コサメビタキ、キクイタダキ、トラツグミ、ベニマシコ、ウソ、オオアカゲラ、カイツブリ、カンムリカイツブリ、イカルチドリ、オオヨシキリ、ミソサザイ、イソシギ、クサシギなどの希少な種を含む多様な鳥類の生息が確認されるなど鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は荒神山の山頂を含んでおり、森林鳥獣にとって良好な生息環境となっている重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。
  - (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保全し、特に鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- 6 縦覧場所 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 大津市京町四丁目1番1号
- 7 縦覧期間 令和5年5月23日から令和5年6月6日まで  
当該区域の住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、滋賀県知事に当該特別保護地区に係る指針案についての意見書を提出することができる。  
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

#### 鳥獣保護区特別保護地区指針案の公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定に基づき特別保護地区の指定を予定しているため、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき公告し、当該特別保護地区に係る指針案を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 野鳥の森鳥獣保護区野鳥の森特別保護地区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 22ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針案
  - (1) 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区
  - (2) 指定目的 野鳥の森鳥獣保護区は、サシバ、ツツドリ、ホトトギス、オオルリ、ヤブサメなどの希少な種を含む森林性鳥類を中心とした多様な鳥類の生息が確認されるなど鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域には遊歩道が整備されたダムが存在し、森林生態系の中における水辺として、カイツブリ、ヨシガモなどの希少な種を含む水鳥の生息地であるとともに、人と自然とのふれあいの場として、特に重要な役割を果たしていると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。
  - (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保全し、特に鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- 6 縦覧場所 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 大津市京町四丁目1番1号
- 7 縦覧期間 令和5年5月23日から令和5年6月6日まで  
当該区域の住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、滋賀県知事に当該特別保護地区に係る指針案についての意見書を提出することができる。  
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**鳥獣保護区特別保護地区指針案の公告**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定に基づき特別保護地区の指定を予定しているため、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき公告し、当該特別保護地区に係る指針案を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 伊吹山鳥獣保護区伊吹山特別保護地区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 24ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針案

(1) 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的 伊吹山鳥獣保護区は、滋賀県と岐阜県の境にある伊吹山の琵琶湖国定公園内に位置し、山地草原、自然林、二次林、植林地など植生の変化に富む地域であり、イヌワシ、ハイタカ、オオタカ、ツミ、チョウゲンボウ、カッコウ、ジュウイチ、ホトトギス、ツツドリ、オオルリ、ルリビタキ、マミジロ、オオアカゲラ、カヤクグリ、メボソムシクイ、ニホンカモシカなどの希少な種を含む多様な鳥類をはじめとした森林鳥獣が確認され、鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は山地草原として重要な区域であり、森林鳥獣にとって良好な生息環境となっていると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保全し、特に鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

6 縦覧場所 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 大津市京町四丁目1番1号

7 縦覧期間 令和5年5月23日から令和5年6月6日まで

当該区域の住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、滋賀県知事に当該特別保護地区に係る指針案についての意見書を提出することができる。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**鳥獣保護区特別保護地区指針案の公告**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定に基づき特別保護地区の指定を予定しているため、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき公告し、当該特別保護地区に係る指針案を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 水口町城山鳥獣保護区水口町城山特別保護地区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 27ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針案

(1) 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的 水口町城山鳥獣保護区には、森林、水田、河川、ため池などの多様な環境がモザイク状に存在しており、ノスリ、ハイタカ、カイツブリ、ゴイサギ、チュウサギ、カワアイサ、ヨシガモ、ホシハジロ、ミコアイサ、イカルチドリ、カワセミ、ホトトギス、キビタキ、ルリビタキ、イソシギ、ヒクイナ、クサシギ、タシギ、ベニマシコ、ニューナイスズメなどの希少な種を含む多様な鳥類の生息が確認され、鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は安土桃山時代に築城された岡山城跡が存在し、人と自然とのふれあい活動の場となっており、鳥獣保護区内における中心的な森林環境となっており、特に重要な役割を果たしていると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保全し、特に鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

意する。

6 縦覧場所 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 大津市京町四丁目1番1号

7 縦覧期間 令和5年5月23日から令和5年6月6日まで

当該区域の住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、滋賀県知事に当該特別保護地区に係る指針案についての意見書を提出することができる。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

#### 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会開催公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 日時 令和5年6月14日(水)14時から
- 場所 彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎5階会議室5-3
- 案件 荒神山鳥獣保護区荒神山特別保護地区の指定について

#### 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会開催公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 日時 令和5年6月20日(火)14時から
- 場所 犬上郡多賀町大字久徳160番地2 多賀町中央公民館多賀結いの森大会議室
- 案件 野鳥の森鳥獣保護区野鳥の森特別保護地区の指定について

#### 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会開催公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 日時 令和5年6月22日(木)14時から
- 場所 米原市長岡1206番地 米原市役所山東支所2階2A会議室
- 案件 伊吹山鳥獣保護区伊吹山特別保護地区の指定について

#### 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会開催公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 日時 令和5年6月26日(月)14時から
- 場所 甲賀市水口町水口6200 甲賀合同庁舎3B会議室
- 案件 水口町城山鳥獣保護区水口町城山特別保護地区の指定について

### 県税事務所公告

#### 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和5年5月23日

滋賀県西部県税事務所長 松宮正智

業 種	記号・番号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第9010553号	令和6.3.31	大津市八屋戸339 石塚善朗	令和5.5.12

